

(開会)

(資料の確認)

(井手会長) 本日の琵琶湖レジャー利用適正化審議会ですが、議案につきましては、お手元の次第にございますように大きく2つ用意されております。この2つは互いに関連しますので、まずは一括して事務局から報告の運びとなっております。

ただ、報告としては長いので途中でいったん切らせていただき、質問等がございましたら、そのときにお願ひできればと思います。

それでは早速ですが、議事の(1)、(2)をまとめて事務局から報告願ひます。

(事務局より資料2-1、2-2、3-1、3-7について説明)

(井手会長) はい、ありがとうございました。今の説明で議事の(1)、(2)の報告は終わったということによろしいですか。

(事務局) その他としましては、前回の審議会でもいただいた宿題事項や、他県施設等の水草除去支援事業の説明があります。

(井手会長) 分かりました。それでは、ここまででいったん切らせていただきます。いかがでしょうか。何かご質問あるいはご意見はございませんか。

はい。須藤委員願ひします。

(須藤委員) はい。2点あります。資料3-1の5ページですが、「監視船を用いた航行規制水域における指導監視等」のところ、不服申し立てがあるかもしれないので写真を撮るといった措置を取ったと説明がありました。不服申し立てが起り得るかもしれないというのは前からあるわけなのですが、これは今年度から突然そのような対応を取ったのでしょうか。それとも前から取っているのでしょうか。

(事務局) 今回、行政重点監査において監査委員から停止命令等を出してはどうかと話がありました。停止命令を出すことは行政処分になりますので、そうなると行政不服審査請求が出てくる可能性があるということで、今年度からそのような体制を取りながら監視を行ったところ、です。

(須藤委員) 分かりました。過去は長らく停止命令が出ていなかったの、そのようなことは考えていなかったということですか。

(事務局) 平成23年から適合証という制度を設けており、まずその適合証を貼っていただくことが大事だと考え、適合証の貼付に力を入れてきました。

(須藤委員) 監査で停止命令も出すべきではと指摘を受けたので、停止命令を含んだ措置を取る体制を考えたということですか。

(事務局) 監査でそのような指摘があったというのがありますが、我々としては適合証の貼付について指導していきまし、巡回監視を徹底することによって苦情件数もかなり減ってきていました。その辺りは監視を強めることで十分効果があったと思っていたのですが、やはりもう一度原点に戻ると、苦情もまだありますし悪質な運転をする者もおります。新聞等で水掛け運転などひどい運転をするという新聞記事も出ていましたので、もう一度原点に戻ってしっかりとやっといこうと取締を強化しました。

この4件のうち、1件目の時には写真を撮るなどの体制ではなく、航行規制水域内を高速走行する者がおりましたので職員が思い切って追跡しました。そして、停止命令書を10年ぶりに交付しました。やはりそのような者が存在するというので、文書を出して停止させることが有意義だと認識しました。次からは陸上と監視船と水上バイクから撮影する体制を組み、不服申し立てに対してもしっかりと対応できるように体制を固めたところです。

昨年度までは停止命令を出す必要はないという意味でその体制を組まなかったわけではございません。

(井手会長) 須藤委員、いかがでしょうか。

(須藤委員) 分かりました。

(井手会長) もう1点あるとのことですが。

(須藤委員) はい。21ページで、この「取り組み」として「移動の指導、警告に従わないプレジャーボートの撤去等」あるいは「不法占用施設の撤去指導の強化」があるのですが、これは是正指導の件数になってきます。

次の22ページの代執行により撤去した物件数が出てきます。代執行に基づく物件数は最終的に撤去されたということなのですが、そうすると、これはゼロがずっと続いており、今年度もおそらくゼロだと思うのですが、指導件数そのものは多いです。

私の疑問は、この是正指導によってどの程度の時間をかければ相手方が自主的に撤去されるのかをお聞きしたいです。

(流域政策局) 流域政策局です。河川法に基づく是正指導については、各土木事務所に於いて物件や工作物などの不法占有者に対して撤去指導を行います。期間としましては、一概にどの程度とは言えないのですが、比較的すんなりと対応していただける場合もありますし、なかなか撤去に至らない場合もございます。また、いったん撤去されても再発する場合があります。悪質なものに対しては、文書指導から段階を踏んで河川法に基づく監督処分に至るわけですが、近年はそこに至るほど悪化はしていません。

(須藤委員) 今の答えでますます疑問が出たのですが、そうすると、この21ページにある撤去指導や是正指導は文書による行政指導ではなく、口頭指導の件数でしょうか。それとも口頭指導と文書指導の両方と考えるといいのでしょうか。

(流域政策局) ほとんどが口頭指導と考えています。各土木事務所を通じて口頭指導が行われている場合が多いということです。

(須藤委員) 口頭による行政指導だと言っても聞かないだろうと思うのですが、行政処分に至らないまでも、なぜ文書による行政指導が入らないのだろうと思ひまして、今のお答えでそのような疑問を持ったのですが、このまとめ方だと、年度でどの程度の事案が解決したのかが分からないので、どの程度の問題があつて、どの程度の事案が解決したのかが分からないと進捗状況を示す資料としては不十分ではないかと思ひましたのでお尋ねしました。

(井手会長) ありがとうございます。不法係留の場合、係留を離れるケースもあるのですね。

(流域政策局) はい、そうです。平成15年からの件数を見ていただくと、かなり減少している部分はありますが、年度によって新しく発生する部分も一定数あります。

(井手会長) 須藤委員のご指摘は、指導の回数だけでは、問題解決に繋がっているのかが分からないということです。理解としては口頭指導、文書指導も含めて、この件数の指導について、不法係留であればそこから離れられたと理解すればいいのでしょうか。

(流域政策局) はい、そうです。

(井手会長) それ以上居続けることになれば、それこそ代執行になるわけですから、指導の時から効果は短期的かもしれませんが、ひとまずの効果はあつたという理解でよろし

いですか。

(流域政策局) はい。効果はあったと考えています。

(井手会長) よろしいでしょうか。

(須藤委員) 効果があるのは分かるのですが、どの程度の効果があるのかを示してもらわないと、会議の資料としては分かりにくいと思いましたので、次回からどの程度の効果があったのかを見せていただきたいと思います。

(井手会長) それでは事務局で数字の表し方を検討ください。他にいかがでしょうか。はい。それでは、小田委員お願いします。

(小田委員) 先ほどのプレジャーボートの資料に戻らせてもらいます。プレジャーボートを停止させて指導するという説明がありました。航行規制水域であれば分かるのですが、どの程度の運転が無謀な運転なのか。プレジャーボート全体に言えると思うのです。注意された側も、「いや、無謀ではないですよ」となったりしないのですか。

(事務局) 航行規制水域の無謀な運転ですが、航行規制水域内ですと最短距離をできるだけ騒音が出ないように、そのような措置を講じて航行してくださいとなっています。

(小田委員) その場合は指導しないのですか。

(事務局) その場合に高速走行したり、あるいは蛇行運転したり、あるいは岸に並行して走ったりというようなことがあります。その時に、まずは指導を行います。それでも指導に従わない方には停止命令を行っています。

1度目の停止命令を行った時ですが、彦根の松原スロープで監視していたところ、航行規制水域で高速走行する水上オートバイに対して指導・警告を行いました。その後、再度、航行規制水域を高速走行するのを見掛けましたので、まず「止まりなさい」と警告しましたが、無視をして航行規制水域を外れましたので追尾して追いつき、水上オートバイが航行規制水域内に戻ってスピードが弱まったところで、「あなたは、再度、高速走行を行いましたので停止命令書を交付します。」と説明したところ、相手方も認めましたので交付したという状況でした。

(井手会長) 小田委員、よろしいでしょうか。

(小田委員) はい。ありがとうございました。

(井手会長) 他にいかがでしょうか。はい、辻村委員お願いします。

(辻村委員) 大変ご苦労さまです。このような危険な航行をしている方たちを追い掛けるのもある意味命懸けのところがありますよね。監視員の方たちも決められた日数で監視されている。しかも水上でというのは危険と隣り合わせでやっていただいている。文書による停止命令が4件出たということですが、そのようなことはやはり積み重ねていただかないといけないと思います。365日24時間ずっと取り締まれるわけでもないのに、監視カメラを設置したり、どのような人たちがどのような時期に危険な運転をしているのか把握できるような措置は取れないのでしょうか。

もし二次災害になったら大変だと思います。マナーが悪いといっても、皆さんにそれを伝えることは難しいので、危険な運転を行う方たちに、危険な走行はしっかり記録したり後でバックデータが取れるような、そしてどうすれば安全航行ができるのかという、危険度の見える化をして、それに対する措置を取るとしたほうが効率的なのではないかと思いました。

(井手会長) はい、ありがとうございます。辻村委員のご意見に対して事務局いかがでしょうか。

(事務局) ご提案いただきありがとうございます。映像を撮っておく方法もあるとは思いますが、現場で指導を行いますので、私どもとしては、先ほど申しましたように現在は何点かからきっちり撮っていきまして、そこで指導を行っています。

(井手会長) はい、仲川委員。

(仲川委員) この件数は県の監視船の件数ですよね。レジャー利用監視員の報告の分は入っていますか。

(事務局) レジャー利用監視員の報告分は入っていません。監視船の件数になっています。

(仲川委員) 私もレジャー利用監視員ですが、荒い運転の方は、監視船を無視するような状況でやるので、そのような場合には陸上からでもいいですが、サイレンを鳴らして呼んで、「今は注意ですが、次は警告ですよ」、「次は停止命令ですよ。」と言うと意外とおとなしくなります。免許を持っているか持っていないかというのも、私が「免許を持ってお

られますか」と尋ねると、持っていない場合もあります。「無免許だったら乗ってはダメです」と言って怒るのです。そうすると陸に上がっておとなしくされます。そのような状況もあるので、レジャー利用監視員も勢いがあるといいと思います。

私は審議会の委員として出席していますが、委員の皆さんが現場の現状を踏まえているか踏まえてないかということ、私は少し心配なのです。物事が起きているのは現場です。現場で起きていることを数字に上げて報告をしてもらったほうがいいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。

(事務局) お話のように、レジャー利用監視員の方々も日々ご苦労いただいているところです。ただ、プレジャーボートで乱暴な運転をされる方は、注意しますと反発もあるので気を付けながら言っていますし、停止命令を出すということには抑止力があると思います。

近江舞子では水上バイクを預かっておられる業者の方々に協力をいただいています。乱暴な運転をしないように、皆さんの協力を得ながら指導しているのが現状です。

なお、乱暴な運転をされる方は一部です。航行規制水域を守りながら運転する方はたくさんおられますので、しっかりと啓発・取締を行いたいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。現場のご苦労があると思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

今回、10年ぶりに停止命令を出していますが、罰金はいまだに取ったことがありませんよね。先ほど抑止力というお話がありましたが、ルール上はそのような最終手段もあるので、より抑止的なメッセージを発するようお願いできればと思います。

他にいかがでしょうか。それでは、久保委員。

(久保委員) 私は近江舞子でずっとジェットスキーに乗っています。現場からの意見としましては、乱暴な運転はずっと前から怖かったです。私はレース活動をしていて、ブイを張ったその中だけで回っているのですが、私たちには何の力もないので注意するのも怖いです。

ジェットスキーは速度が100キロ以上出ますし、車と一緒になので。琵琶湖の上は道路も標識もありません。乗るためにはマナーを守るしかないと考えていて、率先してやっています。もっと罰則の強化を警察の方にやってもらいたいと思います。

レジャーで楽しみに来ているのに事故が起こってからでは悲しみしか残らないと思います。

(井手会長) ありがとうございます。小田委員どうぞ。

(小田委員) 先ほどの仲川委員の監視の件ですが、レジャー利用監視員は指導もされるのでしょうか。仲川委員のように上手に力加減ができる方はいいですが、指導ができるとなると、うまくいかない場合はトラブルが起こると思います。監視員という名前のおり、その監視をして県に報告されると私たちは認識していますが、その辺りはどのような基準になっているのでしょうか。

(事務局) 啓発とともに指導もしてもらおうとしております。

(井手会長) 小田委員の意見のように危険も伴いますので、どこまでという範囲はしっかり定めたほうがいいと思います。

(井手会長) はい。いかがでしょうか。黒須委員お願いします。

(黒須委員) 教えていただきたいのですが、プレジャーボートまた水上オートバイによる暴走運転といいますか、危険運転は、琵琶湖において著しく多いものなのか、あるいはそのような危険運転をするような人たちがこの琵琶湖に集まりやすいのかどうか教えてください。琵琶湖における規制が緩いから集まりやすいというのが関係してくるのかなと思うのですが。

(井手会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 琵琶湖のプレジャーボートに関する条例を定めているのが滋賀県であり、条例の中で琵琶湖の環境を守るために騒音防止などの観点で蛇行運転や高速走行をしないように規制しています。航行規制水域でのそのような行為は条例で違反行為になっています。また、海ではそのような規制もないと思います。琵琶湖は淡水なので、プレジャーボートに塩水による錆や痛みのない琵琶湖に来られる傾向があります。

(井手会長) 先ほどの夏季利用状況調査のところで条例が施行された年から比べると3分の1ぐらいに走行の船隻は減っています。このことから条例ができたことによって琵琶湖から離れられた方も多いのではないでしょうか。久保委員何かご存知ですか。

(久保委員) よろしいですか。琵琶湖の規制は厳しいと思います。今年はかなり監視艇が近江舞子の辺りを回っていました。そうすることで抑止力になっていると実感しました。

ただ、言うことを聞かない人もおられるので、夏場の激しいエリアでは監視員の方にいていただいたほうがいいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。ここで報告を再開させていただきます。事務局お願いします。

(事務局より前回の審議会での宿題事項の①琵琶湖の船舶のトイレの汚物処理について、②船舶免許の所管官庁について、③パワーボートについて、および懸案事項(航行規制ブイの破損状況)ならびに新規事業(体験施設等の水草除去支援事業)について説明)

(井手会長) 前回からの宿題なども含めて一通り報告をいただきました。船舶のトイレの件、免許の件、パワーボートの件、航行規制ブイの破損の件、それに関係する彦根市の松原スロープの閉鎖の件、いろいろございますが、ご質問やご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。それでは仲川委員お願いします。

(仲川委員) 台風21号の影響で琵琶湖岸が相当に荒れました。松も折れていて県の対応として撤去する予定はないのでしょうか。琵琶湖岸の松の木が倒れてひどい状態になっている箇所もあります。琵琶湖の環境というのであれば、そのことも環境の一つと思うので、対応はどうでしょうか。

(井手会長) 湖岸の管理者がだれかによって責任者が違うと思いますが、事務局いかがでしょうか。

(流域政策局) 漂着ごみの回収は県の土木事務所を通じて対応しているところもあります。

(井手会長) 台風21号はひどかったですから、まだ手が回っていないところは多いとは思いますが、倒れ掛けた松など伐採して処分できているところもありますよね。

(仲川委員) そうですね。あります。撤去の指示が県から出ているのかどうかと、地元で尋ねられる場合がありますので、お伺いしたいです。

(井手会長) 今の時点でお答えできないようでしたら、持ち帰って確認した上で仲川委員に返事をお願いします。

他にいかがでしょうか。高田委員、お願いします。

(高田委員) 以前に一度ご相談させていただいたのですが、私たちはイベントを草津市の津田江でやっています。そのイベントの日に限ってウェイクボードが目の前を往復して、

その波が寄せられて釣り大会の参加者が危険な思いをしていることを以前に相談させていただきました。

県警の方がここは規制区域ではないので取り締まる方法がないということで引き下がったのですが、今年は何かが人が出ました。波を避けようとした子供がこけて、擦り傷を負ってしまったということで、イベントのたびにウェイクボードが目の前を往復するというのは、おそらくギャラリーを求めて来ているのは間違いないことだと思います。人がいない時には見たことがありません。人の集まるところで岸ぎりぎりにウェイクボードを転回させるのは、やっている人たちには波が出て危険な思いをしていることを分かっておられないと思うのです。

ですから、人の集まるところでは岸ぎりぎりに航行してはいけないという新たな制限区域を設けるのは非常にハードルが高いと思うので、規制や制限ではなくモラル的な呼び掛けとして、もっと穏やかな感じで、啓発していただけないかなというご相談です。

(井手会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 子どもがけがをしたということです。私どもはウェイクボード協会ともお付き合いがありますので、話をしたいと思います。

(井手会長) もともとレジャー関係の啓発事業を行っていますよね。

(事務局) はい。ウェイクボードについても、航行規制水域内での問題等があった場合に協会等と話をしています。

(井手会長) 私が申し上げたいのは、一般的な啓発の中に水上バイクのみならず、ウェイクボードの走行マナーも含めて行ってはどうかということです。今後の啓発の一環として検討していただければと思います。

いかがでしょうか。先ほどの報告の中で松原スロープを地元の方々は閉鎖することを希望されており、それに対して管理者である県土木は河川の自由使用の原則があるため少し慎重になっているそうですが、委員の皆さんからご意見等はございますか。はい、辻村委員お願いします。

(辻村委員) あまり現場を知らないので思ったことをお話しさせていただきますと、松原の区域の問題やブイの破損についてはひどい話と思うのです。ブイの破損は、同じ箇所を2度もやっているのです、おそらく確信犯なのだなと思いますし、公金を使ったブイを壊したらこれは損害賠償です。このような状況を私は委員になって初めて知りました。湖上ではありますが、道路と同じように取締ったり、ブイの破損についても、誰がやっている

のか分からないのであればドライブレコーダーか何かで人を確定するなどしないと命に関わることです。

ですから、県警などと連携して久保委員のお話のように罰則を厳しくして命が守られるような、そのような規制をしていかないといけないのではと思いました。

(井手会長) はい、ありがとうございます。

(辻村委員) それと、水草除去の事業のことは新聞で知りました。すごくいい取り組みだと思います。県と産業界の方が協働していることを一般の方が知れるのはいいことです。このような危険なことが起きている現状を、新聞などを通して皆さんに分かっていただくような広報活動が必要ではないかなと思いました。

(井手会長) はい、ありがとうございます。まず1点目の規制ブイの破損については、松原スロープの閉鎖うんぬんの前に、破損の事案に関してもっと規制を厳しくすべきではないかというご意見だと受け止めました。

(小田委員) 素材は何でできているんですか。

(事務局) 素材はアルミ合金です。

(小田委員) それを人為的に折ることができるのですか。

(事務局) ブイは海にも設置されているもので、業者の話によるとこのようには折れないとのこと。ただ、県警に相談したところ、故意かどうかはつきり分からない部分があるので、被害届の受理はできないとのことでした。私どもとしては、対応として今できることは皆さんに情報提供をお願いするしかないと思っており、そのような取り組みをしているところです。

(小田委員) ブイの破損が起こっているのは特に荒れのひどい地域ですよね。折った方を擁護するつもりはないですが、アルミのブイをプレジャーボートから折るのは不可能に近いと思います。

波は海のほうが大きいですが、琵琶湖の波は水草などの漂流物がすごく引っ掛かるので、その重みで折れたりするのではないかと思います。

(久保委員) これは明らかに人為的に見えます。

(小田委員)　　そうですか。

(井手会長)　　場所も場所ですので、状況証拠としては人為的な可能性が高いと。ただ、先ほど事務局から報告がありましたように断定はできないということですね。

(久保委員)　　今までこんなに折れていたのですか。

(事務局)　　今までこんなに折れていません。

(仲川委員)　　今年は波がよく出ています。このポールが波で隠れてしまう場合があります。

(井手会長)　　過失か故意か区別が付きにくいですね。

(仲川委員)　　そうですね。

(井手会長)　　いかがでしょうか。松原スロープの閉鎖に関しては特に賛成、反対のご意見はこの場ではありませんか。

(辻村委員)　　閉鎖することでメリット、デメリットはありますか。

(井手会長)　　松原で水上バイクが湖上に降りられるのはこのスロープしかないので、ここを閉鎖してしまえば、水上バイクが松原沖に出られないということですね。

(事務局)　　そうです。他から持ってこないと、この場所では出られなくなります。

(井手会長)　　私の聞いた話ですと、水上バイクの問題だけではなくて、水上バイクの利用者の方々が湖岸でバーベキューなどもしきりにやられて、そこも含めて周辺の住民の方々から苦情が出ていると理解しています。

(辻村委員)　　それなら規制したらいいのではないですか。そのような危険がある可能性があるものをあまり緩くすることはないと思います。水上オートバイが危険だったり、騒音問題は住民の人たちはずっとそこで住んでおられるからストレスになるのです。そういった方の訴えもあるのであれば規制して、住空間を守ることを優先させたほうがいいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。では、小田委員お願いします。

(小田委員) 辻村委員と同じ意見でして、レジャーというのは、遊ばせてもらうという大前提がありまして、その場で楽しませてもらうものですので、地元の人が迷惑していて反対しているのであれば、やはりそこはその人たちの気持ちなり意見なりを最大限に尊重すべきだと思います。迷惑を掛けない範囲で遊ばせてもらうことなので、それは住民の方を最優先にすべきだと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。須藤委員お願いします。

(須藤委員) 今までの議論で分からなかったことがありまして、住民の方が望んでおられるのは、ここを禁止区域にしてほしいということですか。この規制を望んでいるのは分かるのですが、どんな規制を望んでいるのかというのが分からなかったのが一点と、その禁止をする法的な根拠はどこにあるのかということなのですが、その法的な根拠がないものは禁止できないので、根拠規定はあるんですか。

(井手会長) 事務局お願いします。

(事務局) まず住民の方が望まれているのは、松原スロープを閉鎖すると水上バイクが来なくなるので、閉鎖してほしいということなのですが、根拠法令の部分については難しい部分がございます。河川法が適用の土地であり、基本は自由使用という中で、どこまで規制ができるのかは、これから検討していくことになると思います。

(須藤委員) 分かりました。河川法の問題なのですね。航行を禁止するのではなくて、この松原スロープを使用できないようにするという。

(井手会長) 既に航行規制水域ではあります。

(事務局) この図にありますようにブイのところに点々で示させていただいていますが、航行規制水域となっています。

(須藤委員) 分かりました。それで、このポールが折れたということは、先ほどからお話を聞いていますと、当たったほうも損害を受けているはずですよ。これだけ堅いものが当たるとなると当たったほうも損害を受けているはずなので、誰が当たったのかは調べやすいのではないですか。

(事務局) このブイに何が当たったのかが分かりません。ポールの上だけが折れている状況です。今のところ傷の残っている船舶の情報は得ていません。

(井手会長) スロープの封鎖の話と、この規制ブイの破損の話は別ですよ。

(事務局) 基本的には別です。

(須藤委員) 松原スロープを使えなくしてほしいという要望はこれまで認められてこなかったのですか。

(事務局) どのような形でやっていくのか、また、それができるのかという問題もありますので、関係機関とで協議しているところです。

(井手会長) やり方はともかくとして、地元住民の方から苦情がありますから、できるだけ水上バイクが、スロープを使えなくするのが望ましいのだろうと思います。

ただ、それをどのように行うのかについては、根拠が必要でしょうし、事務局で検討いただいて。やり方としては人が自由に出入りできるけれども、水上バイクの部類だけが難しいような構造になると思いますので、その辺りを考えて頂くのかなと思います。

(須藤委員) 松原スロープを閉鎖するかどうかの問題と、このポールの破損という問題は別と考えてよいのです。

(井手会長) はい。そうです。

(須藤委員) では、この加害行為はどのように行われたのかであるとか、その加害者は一体どういう人なのか。また、水上オートバイではないかもしれないわけで、その特定というのは今後もされるのかと。松原スロープを閉鎖すれば、それで問題の解決とお考えにはなっておられないのでしょうか。

(事務局) このブイ自体がどのようなかたちで壊れたのか。その部分を突き止める必要があるのかということなのですが、そこは今分からない状況です。

ただ、色々な方々の意見を聞くと、人為的に折ったのではないかということも聞いていますので、それと併せて、松原スロープの件をご報告いたしました。

(井手会長) 小田委員お願いします。

(小田委員) 河川法上はスロープの使用を有料とできないのでしょうか。以前、長浜のスロープが無料で無法地帯のようになっていた時があって、今では駐車場の料金がかかるようにして、上手に使われていると聞きます。今水上オートバイを無料で下ろせるスロープはおそらく松原スロープだけだと思うので、無法な人たちが集まるのではと思います。

私どものマリーナでもたくさん水上オートバイを下ろしていて、お金を出して遊んでおられる方はお願いすれば聞いてくださるので、河川法上無理であれば別ですが、有料にすることはできないのでしょうか。

(事務局) そのような案も検討材料としています。ただ、松原スロープの利用台数を調査しているのですが、最大の日で50台程度となります。それで採算なり、管理なり、そのようなことができるのかどうかも検討事項だと思っています。

(井手会長) この場で決定できることではないので、あくまでもこの場の意見はそのようなことであったということで、委員のご意見を参考にしながら引き続き検討をお願いします。

その他のトイレの汚物処理、船舶免許、パワーボートについては特によろしいでしょうか。騒音は規制するのが難しいですが、何らかのかたちで規制を掛けられるような仕組みがないことには野放しになってしまいますので、何らかの規制を取られるような手だてについては引き続き検討いただければと思います。

今日の議案としては以上ですが、「その他」があります。事務局から「その他」の説明をお願いします。

(琵琶湖保全再生課) 琵琶湖保全再生課です。今朝の新聞報道で当課の所掌事項に関する記事が記載されておりましたので、その件について説明させていただきます。

今、お手元に配っていますのが、今朝の毎日新聞の記事でございます。見出しだけを見ていただくと、このようなことを県が始めるのかと誤解をされるかもしれませんので、今どのようなことをしているのか説明させていただきます。

きのう、県内の各市町の首長と知事が集まって懇談をする首長会議がございました。その中で県から提案した議題の琵琶湖の活用について各市町から意見をいただいております。

これは昨年に策定しました琵琶湖保全再生計画の中で、琵琶湖の保全再生のためには活用を進めないといけないだろうと。琵琶湖を守ることと活かすこと、この好循環を生むことが必要だという規定があり、その一環で、今、暮らしの変化の中でどんどん琵琶湖との関わりを言ってきておりますので、この審議会で議論いただいていますレジャーのことやエコツーリズムや環境学習など、琵琶湖に関わる機会をどう増やしていくのか。あと、琵琶湖の保全再生につながるような投資を進めていくことにより、琵琶湖で稼ぐにはどのようなことができるかと考えており、各市町からの情報をいただきました。

その中で、守山市長から琵琶湖に来られる外来魚釣りのお客さまが琵琶湖に一定負荷を掛けておられるので、それに応じた負担をしてもらうべきではないかという発言が提案としてございました。

この記事を読みますと、そのことについて予算を計上し、今年度、検討を進めているというように取れてしまうのですが、現在、琵琶湖の活用全般の検討をしています。その中で、国内外で自然環境を守るためにどのような地域資源の活かし方をしているのかという事例の調査等をしています。記事には山梨県の河口湖の例が載っていますが、このような課税や、利用料を取っているというところ、他には地域の資源を生かしてしてエコツーリズムをしているなど、そのようなさまざまな事例の調査を進めています。その中で、琵琶湖で活かせること等を今後考えようと進めており、記事の見出しにあるように外来魚釣りの有料化の検討を進めているということではございません。

今朝の報道でして、これからどのように情報が広がっていくのかもありますが、本日は審議会の日でしたので、この場を借りてご報告、ご説明をさせていただきました。

(井手会長) はい、ありがとうございます。私も、今朝この記事を見て、「聞いていないよ」と思わず思ったのですが、実情としては説明にあったところのようです。

辻村委員、ご質問どうぞ。

(辻村委員) 私は以前、環境審議委員でした。その時から琵琶湖に来られる、琵琶湖で遊ばれる方はおられるのですが、釣り堀ならば有料なのに、駐車場は無料で、釣りをしても無料で、そのように無料で遊べるから、ルールを守れないということもあるので有料化にしてはどうかと問いかけていたのです。

お金を出しても琵琶湖で外来魚の釣りや、ボートに乗るなど、お金を出して行う紳士的な遊びなのだと思われて分かっていただくのに有料化は一つのやり方なのではないかなと思います。そのお金を琵琶湖の保全に使ったり、地域の方々が何かおやりになるときの助けにしたりするともっと好循環が生まれるのではないかと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。これは難しい問題だろうと思います。片や森林環境税や茨城県では森林湖沼環境税ということで、一律に県民税として徴収するやり方もありますが、ただ、利用税となると、また別の問題もございます。

辻村委員がお話のように、利用する以上は外来魚に限らず、湖上スポーツをやっている方々にもそのような負担を課すべきではないか。これも一つの議論としては分かります。ただお金を払ってしまうと、あとは何をやってもいいのかという、そのような考え方もありますので、これはこれで考えていかなければいけないという気がします。

はい、高田委員。

(高田委員) 検討するのは自由なのですが、釣りを一くりにする危険性もあります。釣りといえば何でも一くりにしてしまわないで、環境負荷なども検討した上で負担というかたちも考える必要があるのではと思います。

釣りといえば全て一緒、同じように負担を掛けているというわけでもありませんので、その辺りは慎重に検討いただければと思います。

(井手会長) 難しいですね。何を釣っているかは分かりませんから。また、釣り人だけが琵琶湖を利用しているわけではありません。そういった議論も当然必要になると思います。

いかがでしょうか。この件もありますし、何か言い忘れておられることでありますとか、これがよく分からなかったという点はございませんでしょうか。

はい、小田委員お願いします。

(小田委員) この中の議題ではないのですが、琵琶湖のえり、定置網での釣りをされる方が少し増えている印象です。法的には釣り禁止ではないということで、外来魚のリリース禁止になる前は大きな釣り団体が自主規制をされていました。

その団体が撤退された後は、ルール上は縛るところがなく、私どももインターネットの情報などでマナーを訴えはするのですが、釣りをされる方は増えており、そのエリアの釣りを禁止するみたいな条例をつくれないうのかなと思います。

(水産課) 水産課です。琵琶湖のえりに関しては、漁業法に基づく第二種共同漁業権がついております。そして漁業権というのは、えりがあるエリアからかなり広いところを区切っていて、その区域内は排他的に漁業を行う権利が漁業者に与えられております。ですので、その範囲で釣りをされることは漁業権侵害に該当します。

(小田委員) それは間違いないですか。

(水産課) 間違いないです。漁業法に載っています。

(小田委員) それは漁をされる場合は駄目ですが、釣りを規制されましたか。

(水産課) 基本的には漁業者が排他的に漁業を行うところなので、基本、漁業者が漁業権侵害で訴えないと駄目なのです。

(小田委員) そうです。

(水産課) 漁業者はここで釣りをしないでくれと言うのですが、釣り人はどんどん入ってきて、何を言っているのかというかたちで釣りをされるのです。親告罪ですから漁業者が訴えないと成立しませんが、基本的には遊漁禁止です。

(小田委員) 何年か前の水産課の説明では、法的には規制できないと説明があったので困ったなという記憶があります。そのように法的に駄目なのであれば、もっと告知が必要ですし、その旨を告知すれば守られると思います。

(水産課) 水産課では漁業権の交付も行っていますし、取締で取締船に乗って、近くでされている場合は、「そこは漁業権漁場ですので直ちに離れてください」と説明していますが、いかんせん、魚が釣れなくなって、釣り人としてはより隠れるものがあるところということで、えりのそばに寄られるので、そこは禁止であるとお伝えしたいと思います。

(小田委員) ということは、えりの目に見えている部分以外にロープを張って、アンカーが入っていますよね。そのアンカーも含めて、その周りのエリアは駄目ということですね。

(水産課) そうですね。そこの3倍ぐらい広いエリアは駄目です。ただ、そのエリアに対して、えりをどこに立ててもいいので、えりをそのエリアのぎりぎり端に立てている場合は、こちら側は大丈夫で、あちら側は駄目という場合もありますが、基本、おそらくポールが立っていてロープが張っている範囲は漁業権の範疇に該当しますので、漁業権侵害罪に当たります。

(小田委員) 漁業権侵害罪ですか。

(水産課) はい。

(小田委員) 訴えられた場合は賠償責任がありますか。

(水産課) あります。ただ、漁業権に基づくえりではなくて、外来魚の柵網というのがありまして、そちらは漁業権に基づいていませんので法的な手段はないです。

(小田委員) なるほど。そちらはおそらく釣りのメインになっていません。沖合の大きなえりが今ターゲットになりつつあるので、はっきりと教えていただけたら告知もしやすいです。

(井手会長) それでは、小田委員、釣り人への告知をよろしくお願いします。

(小田委員) はい。

(井手会長) それでは本日用意されていましたが議案といたしましては以上でございます。

(閉会)